

**(永島議員)**

先日、医療的ケア児（以下、医ケア児と呼びますが）を支援する医ケア児コーディネーターの方より、県内の特別支援学校の保護者の皆さんの声をお聞きしました。それは、「県の特別支援学校に通う医ケア児が修学旅行や校外学習等に参加する際、看護師の同行をお願いしたい」とのご要望です。保護者によると「学校に看護師はいるが、学校の外での行事には付いてきてもらえない。現状は、親が同行するようと言われるが、医療の専門知識もないので、緊急時を考えると不安であり、尚かつ、自分で看護師を探してその費用も負担しなければならない」といったものでした。そこで伺います。



まずは医ケア児についてご説明下さい。併せて、県教育委員会における医ケア児への支援体制もお聞かせ下さい。

【特別支援教育課長】

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒を言います。

医療的ケアの具体的内容としては、「たんの吸引」、「経管栄養」、「導尿」、「人

工呼吸器による呼吸管理」などがあります。

県教育委員会では、医療的ケア児が安全に教育を受けられるよう、県立学校医療的ケア体制整備事業により、県立学校に看護職員を配置し医療的ケアを実施しています。

(永島議員)

県では医療的ケア体制整備事業を実施し、看護師による医療的ケアを行っているようですが、対象の児童生徒数と配置している看護師の人数をお示し下さい。

【特別支援教育課長】

今年度、対象の児童生徒は県立学校16校に147人在籍しており、これに対して看護職員を68人配置しています。

(永島議員)

県立特別支援学校における修学旅行や校外学習等など、学校行事で生徒が校外に出る際に、看護師が必要な児童生徒に対する支援体制はどうなっているのか、お示しく下さい。

【特別支援教育課長】

修学旅行等においても、「児童生徒の体調が安定していること」、「目的地において安全に医療的ケアを実施できること」などの条件を満たせば、学校に配置している看護職員が医療的ケアを行う体制を構築しています。

ただし、「宿泊を伴う場合」などは、安全性の面から保護者による付き添い及び医療的ケアの実施をお願いしています。

(永島議員)

答弁いただいた看護師配置の体制ですが、日中の勤務時間内に限られることから、例えば行先が遠方の、遠足や社会科見学など、勤務時間内に収まらない場合は、そもそも同行できないのが現状のようです。これについては、今後の課題として指摘させていただきます。

私は、たとえ重い障害があっても、他の同級生と同じ様に、学校行事に安心して参加できる環境を整備する事は、県の責務であろうと考えます。国の法律である「医療的ケア児 及び その家族に対する支援に関する法律」の中には、「学校の設置者は、基本理念に則り、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」と明記されています。

そこでお伺いします。県はこの法律の趣旨をどう受け止めておられるのか、お示し下さい。

【特別支援教育課長】

この法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、また、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としていると認識しています。

これを踏まえ、県教育委員会としては、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、対象の児童生徒及びその家族を支援する体制の整備を進めています。

(永島議員)

特別支援学校の児童生徒は、それぞれ障がいの状況も違うため、ご家庭によっては参加しない選択をする場合もあろうかと思えます。私は、今回のケースで言えば、経済的な負担を負わなければ参加する手立てがなかったという環境が如何なものかと考えます。

そこでお伺いします。児童生徒側における選択の機会の公平性についてどのようにお考えなのか、お聞かせ下さい。

【特別支援教育課長】

修学旅行は日常生活とは異なる活動となることから、特別支援学校においては、児童生徒の安全、体調を第一に考え、また、付き添いに係る保護者の精神的、身体的負担や経済的な負担も考慮した上で、できる限り参加の機会が得られるような計画とすべきと考えます。

これらの点を踏まえ、障がいの状態に応じて目的地や日数を変えるなど、各学校で工夫し、児童生徒が安心して参加できるような行程を計画するよう指導しているところです。

ただし、保護者がそれ以外の行程を希望する場合などにおいては、保護者の負担により、看護師を同行させている場合もあります。

(永島議員)

相談者の方々は、この5月に、2泊3日のディズニーランドへの修学旅行に参加されたようです。看護師同行の支援がない中、どうやって参加されたのか伺うと、修学旅行に同行してくれる看護師を手配するために、対象生徒の保護者を中心に募金活動を実施したとのこと。皆さんの善意で約18万円が集まり、2人の看護師の交通費や宿泊費など費用の凡そはカバーできたものの、看護師さんにも交通費の一部を手出ししていただいた上、お二人のお給料は捻出できず、無償でご同行いただく形になったようでした。

子どもにとって修学旅行は、3年で1回の一生の思い出となるイベントであり、正式な学校行事です。また、医ケア児の親御さんは、子供の日々のケアに追われ、大きな負担やストレスを抱えながら、毎日を必死に生きておられます。

そんな中で、募金活動まで行っている実態を耳にし、私は、行政の手が行き届いていない現状に対し、何ともいたたまれない気持ちになりました。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律では、地方自治体による合理的配慮の提供が義務付けられており、さらに昨年4月からは、民間事業者に対し、障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。民間に範を示す意味でも、県は合理的配慮を提供する取り組みを、率先して進める必要があると考えます。

そこでお伺いします。学校において、障がいのある児童生徒に対し、合理的配慮を提供するためにどのように取り組んでいるのか、お示し下さい。

【特別支援教育課長】

合理的配慮の提供は、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受するために必要なものであり、一人一人の障がいの状況や教育的ニーズに応じて、個別に決定されるものです。

県教育委員会としても、合理的配慮の提供に関する手引きやリーフレットを作成し、教職員に周知するとともに、管理職に対する研修会等において、個別の教育支援計画への合理的配慮の記載や学校全体での組織的な取組の推進について指導しているところです。

(永島議員)

医ケア児コーディネーターの方のお話によると、久留米市の特別支援学校では、支援を行っているケースがあるとのことでした。私も久留米市教育委員会に問い合わせたところ、医ケア児の保護者がご自身で、同行してくれる看護師を手配した上で、その看護師同行にかかる費用に対し、市教委から経済的な補助を行っているとのことでした。

私は、医ケア児が参加する県の特別支援学校の修学旅行や校外学習等に看護師が同行することで、本人も安心して過ごすことができ、同行する教員や家族の負担も大きく減ると思います。また、他の同級生と一緒に修学旅行を経験する事は、生徒本人の精神的な成長を促し、今後の社会参加の意欲を高めることに繋がる貴重な経験になると考えます。つい先日も、修学旅行に参加できた生徒達から喜びの声が届いた、とも伺いました。

繰り返しになりますが、医ケア児の保護者は、日常的に様々な負担を抱えながら毎日必死に生活されています。その中で更に、募金活動まで行って参加していることを考えた時、県が支援体制を整える事で、そのご家族の負担軽減になるとともに、ご家庭の生活の質の向上にもつながると思います。

そこでお伺いします。本県も、修学旅行や校外学習等に看護師が同行する体制づくりを検討する必要があるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

【特別支援教育課長】

修学旅行など宿泊を伴う校外学習に看護師を同行させる体制については、保護者の負担軽減や安全性の確保などの観点を踏まえ、今後、他県の状況を調査するなど研究したいと考えます。

(永島議員)

最後に副教育長にお伺いします。重い障がいがあろうとも、我が子に一生の思い出を作ってもらいたいとの親御さんの心に応える福岡県であっていただきたいと、願っています。修学旅行への看護師の同行も含め、今後の医療的ケア児の支援についての、副教育長の決意をお聞かせください。

【副教育長】

県教育委員会では、これまでも医療的ケア児への看護職員や介助のための支

援員の配置など、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた支援に取り組んできたところです。

修学旅行など宿泊を伴う校外学習に看護師を同行させる体制については、保護者の負担軽減や安全性の確保などの観点を踏まえ、今後、他県の状況を調査するなど研究してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、医療的ケア児への支援も含め、障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた支援体制の充実に努めてまいります。